

令和6年 第4回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和6年4月26日						
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室						
開 会 ・ 閉 会	開 会	令和6年4月26日 午後1時30分				議長 青山 晴重	
日 時 及 び 宣 言	閉 会	令和6年4月26日 午後2時15分				議長 青山 晴重	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 8名 欠席 2名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席	
	1	毛利 政則	○	10	青山 晴重	○	
	2	澤田 英雄	×				
	3	佐伯 昌彦	○				
	4	田中 恭一	○				
	5	菊地 哲也	○				
	6	星 博明	○				
	7	村上 正弘	○				
	8	西岡 正雄	○				
	9	大西 俊則	×				
会議録署名委員	1 番	毛利 政則		3 番	佐伯 昌彦		
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 楽 木 雄 太		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R6.4.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和6年第4回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は8名でございます。 本日の欠席委員は、2番 澤田英雄委員、9番 大西俊則委員の2名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番の毛利政則委員及び、3番の佐伯昌彦委員をお願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程3 議案1号	議長 議長	次に、日程第3 議事に入ります。 議案第1号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」を、議題といたします。事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件を、可と決定いたします。

議 事 の 経 過 (R6.4.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	議長	次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」を、議題といたします。事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	1 番委員	所有権移転と利用権設定の違いはなにか。
	事務局長	所有権移転に関しましては「売買」であり、利用権設定に関しましては「賃貸借」にあたります。その他、利用権移転という案件もあり、この 3 つが主となります。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件は、可と決定いたします。
議案 3 号	議長	次に、議案第 3 号「令和 5 年度洞爺湖町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」の決定について」の件を議題といたします。事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	7 番委員	総会資料 22 ページの新規参入相談会への参加者数及び参加回数について、なぜこの数値なのか。
	事務局長	参加回数については 2 回と修正させていただきます。また参加者数については、あくまでも最低 1 人の農業委員を参加させることですので、目標数は「1 人」としております。

議 事 の 経 過 (R6.4.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3 号		(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「令和 5 年度洞爺湖町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」の決定について」の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「令和 5 年度洞爺湖町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」の決定について」の件を可と決定いたします。
議案 4 号	議長	次に、議案第 4 号「令和 6 年度洞爺湖町最適化活動の目標の設定等の決定について」の件を議題といたします。事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたが、質疑をお受けいたします。
		(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 4 号「令和 6 年度洞爺湖町最適化活動の目標の設定等の決定について」の決定について」の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「令和 6 年度洞爺湖町最適化活動の目標の設定等の決定について」の件を可と決定いたします。
議案 5 号	議長	次に、議案第 5 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件を議題といたします。事務局長より、説明願います。
		(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
		(他に、質疑はございませんか。)

議 事 の 経 過 (R6.4.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 5 号	議長	質疑が無いようですので、議案第 5 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 5 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件は、可と決定いたします。
閉会	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 6 年 第 4 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。